

岡山市の行政区画の名称について

平成20年2月4日に開催された第8回岡山市行政区画等審議会の審議状況については、次のとおりである。

〔審議結果〕

1 基本方針

政令指定都市への移行に伴って設置される区の名称(区名)は、住所の一部として表記されるなど、市民の日常生活に密接な関わりを持つことから、岡山市行政区画等審議会に諮問するとともに、公募を通じて、幅広い市民参加の下にその選定を行う。

2 区名選定の流れ

- 3月 区名募集
- 4月 区名候補の選出
- 5月 市民の意向調査
- 6月 選定・答申

3 区名案募集に当たっての検討事項

(1) 基本的な考え方

- ・①簡潔さ、②親しみやすさ、③各区の特色を表現、の3点を満たしていること。
- ・応募は、何区でもよい。

(2) 対象者等

- ・対象者は制限なし
- ・応募方法は、郵送、ファックス、Eメール等自由
- ・記載事項は、区名、氏名、住所

(3) 区名の制限事項

- ・旧市町村名は使わない
- ・中央区は使わない
- ・方位は制限なし

(4) 応募上の注意

- ・いずれの区の名称も応募可能
- ・同一名称の応募は1回限り

第8回岡山市行政区画等審議会 会議資料

I 行政区の名称（区名）について	・・・・・・・・・・	3
II 岡山市の行政区の名称（区名）について（案）	・・・・・・・・・・	8

I 行政区の名称（区名）について

1 区名と住所

政令指定都市の区の名称は、住所の一部や登記事項として表示される。
具体的には、市名と町字名の間に区名が入る形で住所の表示が変わる。

(例) [現在] [政令指定都市移行後]
 岡山市△△町□□番地 ⇒ 岡山市○○区△△町□□番地

住居表示に関する法律 第2条

市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。）、区（地方自治法第252条の20の区をいう。）及び町村の名称を冠する・・・ものとする。

不動産登記法 第34条（第44条）

土地（建物）の表示に関する登記の登記事項は、・・・次のとおりとする。

- 一 土地（建物）の所在する市、区、郡、町、村及び字

2 区名の表記

区名は、日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）で表記される必要があり、アルファベット、算用数字などは適当ではない。

* 外国語であっても、日本語で表記され、その理由が明確であれば使用できる。

(例) 南アルプス市

* 区名は、他の自治体の名称、区の名称と同一の名称であっても使用できる。

(例) 西区（11市で使用）、南区（同10市）、緑区（同4市）

3 先行市における区名選定

区名は、住所の一部となるなど市民生活に密接に関わるものであることから、先行市では公募等を通じて、幅広い市民参加の下に選定している。

[参考 1] 先行市における区名選定について

都市名		千葉市	さいたま市
選考主体		<ul style="list-style-type: none"> ■区名選定委員会 (3回開催) 委員 44人 (学識経験者32、市議会議員6、関係行政機関4、職員2) 	<ul style="list-style-type: none"> ■区名選定委員会 (4回開催) 委員 40人 (学識経験者13、市民代表20、市議会議員6、職員1) ■区名検討市民の会 (1回開催) 市民 84人 (公募)
区名募集	募集期間	平成3年10月5日～18日	平成14年5月1日～24日
	対象者	市内在住者、通勤・通学者	市内在住者、通勤・通学者
	応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・専用はがき ・郵送、専用応募用紙 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール
	区名表記	規定なし	漢字、ひらがな、カタカナで表記
	留意事項	・いずれの区の名称も応募可能	・いずれの区の名称も応募可能
	応募数	22,910通 (有効数 22,484通)	17,494通 (有効数 16,557通)
	区名案	・選定委員会で最終決定、答申	<ul style="list-style-type: none"> ・検討市民の会で候補決定 ・応募上位3案+各区の特色を表した3～1案の各区6～4案を決定
区名投票・意向調査	投票期間	実施していない	平成14年8月1日～16日
	対象者		・市内在住者
	投票方法		<ul style="list-style-type: none"> ・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール
	留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・居住区の区名のみ1票投票 ・審議会で最終決定、答申
	投票数		44,511通 (有効数 43,646通)
	選定結果		・最多得票のものは9区中2区のみ
基本的な考え方 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・簡潔で親しみやすく、だれもがその地域だとわかるような語調のよい名称とする。 ・各区の均衡を考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区の整合性を考慮する。 ・簡潔で親しみやすい名称とする。 ・各区域の特色が表現される名称とする。 	
選定過程での考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・方位は採用しない。 (区名募集後に決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・投票は参考に止める。 ・旧市名にこだわるべきではない。 (区名投票後に決定) 	

静岡市	新潟市	浜松市
■行政区画等審議会 ・審議会（4回開催） ・区名選考委員会（6回開催） 委員 12人 （審議会委員6、市民代表6）	■行政区画等審議会 ・審議会（8回開催） ・検討委員会（5回開催） 委員 10人 （審議会委員の一部）	■行政区画等審議会 （5回開催）
平成15年9月1日～30日	平成17年10月31日～11月21日	平成17年9月5日～10月7日
市内在住者、通勤・通学者	市内在住者、通勤・通学者	市内在住者で小学生以上
・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール	・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール	・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール
漢字、ひらがな、カタカナで表記	漢字、ひらがな、カタカナで表記	漢字、ひらがな、カタカナで表記
・いずれの区の名称も応募可能 （1区で同じ名称の応募は1回）	・いずれの区の名称も応募可能 （1人1通）	・いずれの区の名称も応募可能 （同一名称の応募は1回限り有効）
8,756通（有効数 8,646通）	14,965通	9,528通
・審議会、選考委員会で各区3案を決定 （募集結果の上位3案とせず）	・審議会で各区5案を決定	・審議会で、応募上位3案+2案の各区5案を決定
平成16年1月15日～2月16日	平成18年2月24日～3月9日	平成18年1月5日～1月31日
・市内在住者、通勤・通学者 ・小学生以上	・市内在住者 ・小学生以上	・市内在住者 ・小学生以上
・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール	・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール	・専用はがき ・郵送、ファックス、Eメール
・いずれの区の名称も選択可能 （投票は区ごとに1回限り） ・審議会で最終決定、答申	・いずれの区の名称も選択可能 （投票は区ごとに1回限り） ・審議会で最終決定、答申	・いずれの区の名称も選択可能 （1人1通、各区1点限り） ・審議会で最終決定、答申
76,016通（有効数 73,406通）	34,456通（有効数 33,436通）	65,832通（有効数 62,440通）
・最多得票の名称で決定	・最多得票の名称で決定	・中区のみ投票結果2位。それ以外は最多得票の名称で決定
・親しみやすく愛着のもてるもの。 ・各区の特色を表現し、市の魅力を広く内外に周知するもの。	・区の一体感の醸成が図られるもの。 ・親しみやすく愛着のもてるもの。 ・全市的観点から整合性を考慮する。	なし
	・旧市町村名は使わない。 ・複数区に同一名がないよう配慮する。（区名募集後に決定）	・各区のバランスを考慮する。（区名募集後に決定） ・「中央」（最多得票）は使わない。（投票後に決定）

京都市

きたく 北区	かみぎょうく 上京区	さきょうく 左京区	なかぎょうく 中京区	ひがしやまく 東山区	しもぎょうく 下京区	みなみく 南区
うきょうく 右京区	ふしむく 伏見区	やましなく 山科区	にしきょうく 西京区			

大阪市

みやこじまく 都島区	ふくしまく 福島区	このはなく 此花区	にしく 西区	みなとく 港区	たいしょうく 大正区	てんのうじく 天王寺区
なにわく 浪速区	にしよどがわく 西淀川区	ひがしよどがわく 東淀川区	ひがしなりく 東成区	いくのく 生野区	あさひく 旭区	じょうとうく 城東区
あべのく 阿倍野区	すみよし 住吉区	ひがしすみよし 東住吉区	にしなりく 西成区	よどがわく 淀川区	つるみく 鶴見区	すみのえく 住之江区
ひらのく 平野区	きたく 北区	ちゅうおうく 中央区				

堺市

さかい 堺区	なかく 中区	ひがし 東区	にしく 西区	みなみく 南区	きたく 北区	みはらく 美原区
-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	-------------

神戸市

ひがしなだ 東灘区	なだく 灘区	ひょうごく 兵庫区	ながたく 長田区	すまく 須磨区	たるみく 垂水区	きたく 北区
ちゅうおうく 中央区	にしく 西区					

広島市

なかく 中区	ひがし 東区	みなみく 南区	にしく 西区	あさみなみく 安佐南区	あさきたく 安佐北区	あさく 安芸区
さえきく 佐伯区						

北九州市

もじく 門司区	わかまつく 若松区	とぼたく 戸畑区	こくらきたく 小倉北区	こくらみなみく 小倉南区	やはたひがし 八幡東区	やはたにし 八幡西区
------------	--------------	-------------	----------------	-----------------	----------------	---------------

福岡市

ひがし 東区	はかたく 博多区	ちゅうおうく 中央区	みなみく 南区	にしく 西区	じょうなんく 城南区	さわらく 早良区
-----------	-------------	---------------	------------	-----------	---------------	-------------

※重複している区名

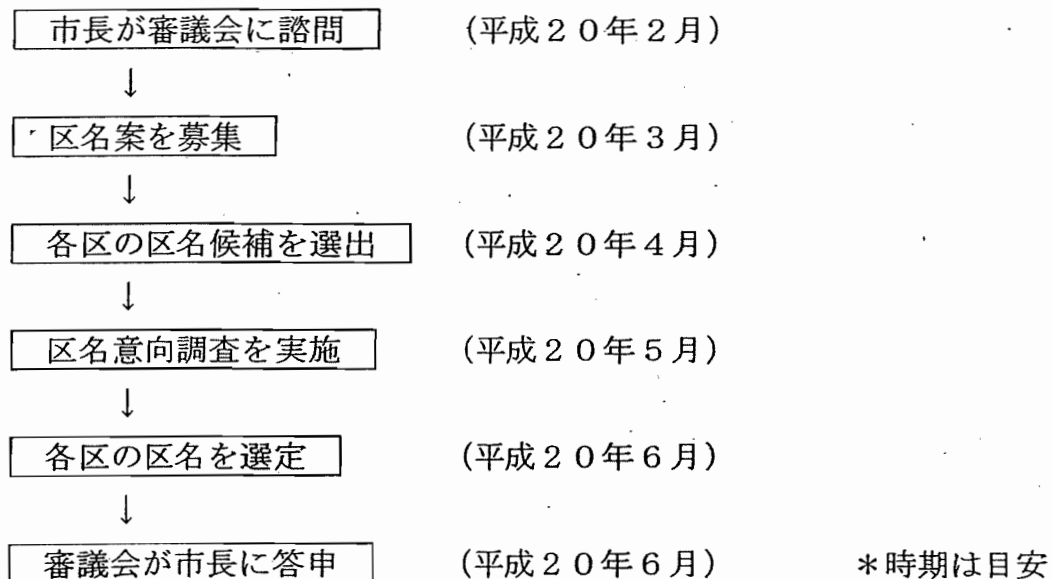
- 青葉区 (2) ・ ・ ・ 仙台市・横浜市
- 旭区 (2) ・ ・ ・ 横浜市・大阪市
- 泉区 (2) ・ ・ ・ 仙台市・横浜市
- 北区 (9) ・ ・ ・ 札幌市・さいたま市・新潟市・浜松市・名古屋市・京都市・大阪市・堺市・神戸市
- 中央区 (7) ・ ・ ・ 札幌市・さいたま市・千葉市・新潟市・大阪市・神戸市・福岡市
- 鶴見区 (2) ・ ・ ・ 横浜市・大阪市
- 中区 (5) ・ ・ ・ 横浜市・浜松市・名古屋市・堺市・広島市
- 西区 (11) ・ ・ ・ 札幌市・さいたま市・横浜市・新潟市・浜松市・名古屋市・大阪市・堺市・神戸市・広島市・福岡市
- 東区 (7) ・ ・ ・ 札幌市・新潟市・浜松市・名古屋市・堺市・広島市・福岡市
- 緑区 (4) ・ ・ ・ さいたま市・千葉市・横浜市・名古屋市
- 港区 (2) ・ ・ ・ 名古屋市・大阪市
- 南区 (10) ・ ・ ・ 札幌市・さいたま市・横浜市・新潟市・浜松市・名古屋市・京都市・堺市・広島市・福岡市

Ⅱ 岡山市の行政区の名称（区名）について（案）

1 基本方針

政令指定都市への移行に伴って設置される区の名称（区名）は、住所の一部として表記されるなど、市民の日常生活に密接な関わりをもつことから、岡山市行政区画等審議会に諮問するとともに、公募を通じて、幅広い市民参加の下にその選定を行うこととする。

2 区名選定の流れ



[参考 2] 政令指定都市の区名一覧

札幌市

ちゅうおうく 中央区	きたく 北区	ひがしく 東区	しろしく 白石区	とよひらく 豊平区	みなみく 南区	にしく 西区
あつべつく 厚別区	ていねく 手稲区	きよたく 清田区				

仙台市

あおばく 青葉区	みやぎのく 宮城野区	わかばやしく 若林区	たいはくく 太白区	いずみく 泉区
-------------	---------------	---------------	--------------	------------

さいたま市

にしく 西区	きたく 北区	おおみやく 大宮区	みぬまく 見沼区	ちゅうおうく 中央区	さくらく 桜区	うらわく 浦和区
みなみく 南区	みどりく 緑区	いわつきく 岩槻区				

千葉市

ちゅうおうく 中央区	はなみがわく 花見川区	いなげく 稲毛区	わかばく 若葉区	みどりく 緑区	みはまく 美浜区
---------------	----------------	-------------	-------------	------------	-------------

川崎市

かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	たまく 多摩区	みやまえく 宮前区	あさおく 麻生区
--------------	-------------	--------------	-------------	------------	--------------	-------------

横浜市

つるみく 鶴見区	かながわく 神奈川区	にしく 西区	なかく 中区	みなみく 南区	ほどがやく 保土ヶ谷区	いそごく 磯子区
かなざわく 金沢区	こうほくく 港北区	とつかく 戸塚区	こうなんく 港南区	あさひく 旭区	みどりく 緑区	せやく 瀬谷区
さかえく 栄区	いずみく 泉区	あおばく 青葉区	つづきく 都筑区			

新潟市

きたく 北区	ひがしく 東区	ちゅうおうく 中央区	こうなんく 江南区	あきはく 秋葉区	みなみく 南区	にしく 西区
にしかんく 西蒲区						

静岡市

あおいく 葵区	するがく 駿河区	しみずく 清水区
------------	-------------	-------------

浜松市

なかく 中区	ひがしく 東区	にしく 西区	みなみく 南区	きたく 北区	はまきたく 浜北区	てんりゅうく 天竜区
-----------	------------	-----------	------------	-----------	--------------	---------------

名古屋市

ちくさく 千種区	ひがしく 東区	きたく 北区	にしく 西区	なかむらく 中村区	なかく 中区	しょうわく 昭和区
みずほく 瑞穂区	あつたく 熱田区	なかがわく 中川区	みなとく 港区	みなみく 南区	もりやまく 守山区	みどりく 緑区
めいとく 名東区	てんぱくく 天白区					

3 区名案募集に当たっての検討事項

区 分	検討事項及び先行事例
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ①簡潔さ (千葉市、さいたま市) ②親しみやすさ (千葉市、さいたま市、静岡市、新潟市) ③区の一体感の醸成 (新潟市) ④各区の特色を表現 (千葉市、さいたま市、静岡市) ⑤各区の整合性を考慮 (千葉市、さいたま市、新潟市)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 属地 <ul style="list-style-type: none"> ①市内在住者 (全市) ②通勤・通学者 (千葉市、さいたま市、静岡市、新潟市) (2) 年齢 <ul style="list-style-type: none"> ①制限なし (千葉市、さいたま市、静岡市、新潟市) ②小学生以上 (浜松市)
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ①郵送 (専用はがき・官製はがき) (全市) ②ファックス、Eメール (さいたま市、静岡市、新潟市、浜松市)
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区名、氏名、住所 (全市) (2) (1)以外の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ①年齢 (さいたま市、新潟市、浜松市) ②電話 (千葉市) ③居住区 (浜松市)
区名の制限事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 旧市町村名 (区の一体感の醸成に支障となるとの理由) <ul style="list-style-type: none"> ①使わない (新潟市)、こだわるべきでない (さいたま市) ②制限なし (千葉市、静岡市、浜松市) (2) 方位 <ul style="list-style-type: none"> ①使わない (千葉市) ②制限なし (さいたま市、静岡市、新潟市、浜松市) (3) 「中央区」(他との質的な差を感じさせるとの理由) <ul style="list-style-type: none"> ①使わない (浜松市) ②制限なし (千葉市、さいたま市、静岡市、新潟市)
応募上の注意	<ul style="list-style-type: none"> (1) いずれの区の名称も応募可能 (全市) (2) 同一名称の応募は1回限り (静岡市、浜松市)